

小松市交際費の支出基準及び公開に関する要綱をここに公表する。

平成22年3月12日

小松市長 和田 慎司

小松市交際費の支出基準及び公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 小松市交際費（以下「交際費」という。）の支出基準及び公開に関し必要な事項については、この要綱に定めるところによる。

(支出基準)

第2条 交際費の支出は、次の各号に掲げる経費について、当該各号の基準に従い、これを支出するものとする。

- (1) 懇談会費 民間有識者や各種団体との意見交換や情報収集を目的とした飲食を伴う懇談会等を開催する場合の経費であって、出席者1名につき1万円を限度額とする。
- (2) 会費 団体等の懇親会等への参加に要する経費であって、懇談会等の目的、形式、場所等を考慮した金品とし、1名につき2万円を限度額とする。ただし、会費制による場合は、会費相当額とする。
- (3) 祝金、祝品及び記念品 各種祝賀会などへの祝金、祝品及び記念品に係る経費であって1件につき2万円を限度額とする。
- (4) 見舞金（品） 市政功労者、公職者等への病気、災害等による見舞に係る経費であって、見舞金については、1件につき2万円を限度額とし、見舞品については社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。
- (5) 弔慰 市政功労者、公職者等が死亡した場合の香典、生花等にかかる経費であって、香典については1件につき2万円を限度額とし、生花については社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。
- (6) その他 餞別、賛助・協賛金、激励、贈答品等に要する経費又は現金であって、1件につき3万円を限度額とする。

2 前項各号に定めるもの以外への支出及び限度額を超える支出を必要とする場合は、支

出の目的、相手方、内容等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲内において決定すべきものとする。

(公開する内容)

第3条 交際費の公開は、第2条各号に掲げる経費の区分に応じて、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 件数

(2) 支出金額

(公開の時期及び方法)

第4条 交際費の公開は、四半期毎に行うものとし、四半期分を翌々月の末日までに小松市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第5条 この要綱は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。